登録業者に対する指名停止について

対象業者名	有限会社名正印刷 代表取締役　名倉　正吾 豊橋市堂浦町１８－１
指名停止理由	契約したにもかかわらず契約を履行しなかったため契約を解除されたことが、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第２条第１項に基づく別表第３項第１号に該当するため。
経　　緯	令和４年９月２２日に本市と印刷物供給契約を締結したが、社内の業務執行体制が整わないことを理由に契約の解除を願い出たために、令和４年１０月７日付で契約を解除された。
指名停止の適用根拠	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第２条第１項に基づく別表第３項第１号 指名停止措置要領別表 ３　前２項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、契約の履行に当り、契約に違反し、信頼関係を明らかに損なわせ、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ⑴　受注者の責めに帰す理由により、契約を解除された者 当該認定をした日から　3か月以上12か月以内 ⑵　請負工事又は業務の一部を無届けで第三者に請け負わせた者 1か月以上3か月以内 ⑶　前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められた者 1か月以上12か月以内
指名停止期間	３か月（令和４年１０月１４日～令和５年１月１３日）
備　　考	対象業者の登録業種 物品の製造・販売：一般印刷、コピー